

改正	昭和49年 9 月30日規則第16号 昭和54年 5 月25日規則第14号 昭和56年 7 月15日規則第10号 昭和58年 7 月 1 日規則第11号 昭和60年 6 月10日規則第14号 昭和62年 5 月30日規則第20号 平成元年 3 月15日規則第 2 号 平成 2 年 7 月10日規則第14号 平成 4 年 3 月31日規則第 6 号 平成 5 年 7 月 1 日規則第12号 平成 6 年 8 月 1 日規則第31号 平成 8 年 6 月15日規則第16号 平成10年 5 月25日規則第17号 平成11年 3 月30日規則第15号 平成12年 5 月15日規則第16号 平成13年 5 月25日規則第24号 平成15年 7 月 1 日規則第25号 平成18年 5 月31日規則第24号 平成19年 3 月30日規則第10号 平成24年 3 月30日規則第18号 平成24年 8 月27日規則第30号 平成25年12月25日規則第39号	昭和53年 6 月26日規則第17号 昭和55年 6 月 1 日規則第13号 昭和57年10月 1 日規則第21号 昭和59年 5 月31日規則第 9 号 昭和61年 6 月10日規則第11号 昭和63年 7 月25日規則第10号 平成元年 7 月31日規則第19号 平成 3 年 7 月 1 日規則第15号 平成 4 年 6 月25日規則第20号 平成 6 年 7 月 1 日規則第26号 平成 7 年 6 月10日規則第 9 号 平成 9 年 6 月20日規則第10号 平成10年 7 月10日規則第26号 平成11年 5 月31日規則第18号 平成13年 3 月30日規則第17号 平成14年 5 月31日規則第35号 平成17年 3 月31日規則第16号 平成18年 9 月25日規則第30号 平成22年 5 月31日規則第27号 平成24年 5 月30日規則第23号 平成25年 3 月29日規則第22号
----	---	---

青梅市児童手当条例施行規則（昭和44年規則第32号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、青梅市児童育成手当条例（昭和46年条例第42号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（障害の状態）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- （1） 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）もしくは母の生死が明らかでないかまたは父もしくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- （2） 父または母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- （3） 父または母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- （4） 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- （5） その他青梅市長（以下「市長」という。）が前4号のいずれかに準ずると認める児童

（所得の額）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等および児童がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等または児童があるときは、3,604,000円に当該扶養

親族等または児童 1 人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族である場合にあっては、当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該特定扶養親族等 1 人につき63万円とする。）を加算して得た額とする。

（所得の範囲）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第6条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税にかかる地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額および山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引にかかる雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額ならびに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- （1） 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号または第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額または配偶者特別控除額に相当する額
- （2） 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となつた障害者 1 人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- （3） 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となつた寡婦または寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- （4） 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となつた勤労学生 1 人につき27万円

（施設）

第7条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設および通所により利用する施設を除く。）とする。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設
- （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- （3） 前2号に掲げるもののほか、監護または援護が国または地方公共団体の負担において行われている施設

（受給資格の認定の申請）

第8条 条例第6条の規定による受給資格および手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に住所を有しないときは、**当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し**
- （2） 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- （3） 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類および当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児

童に限る。)の父および母の戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本

- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者および当該支給要件児童の戸籍の謄本または抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父または母が別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したことおよび当該支給要件児童が第3条各号のいずれかに該当することによつて申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者が、その年(1月から5月までの月分の手当については、前年とする。)の1月1日において、市内に住所を有しなかつたときは、当該受給資格者の前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の次の事項についての当該市区町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無および数

ウ 第4条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族等の有無および数

- (9) 受給資格者が、前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(認定および却下の通知)

第9条 市長は、条例第6条の規定にもとづき、受給資格および手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書(様式第2号)により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めるときは、児童育成手当認定申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

(支給期月の特例)

第10条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき。
- (3) 前2号のほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める理由があるとき。

(手当額の改定)

第11条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書(様式第4号)に、新たな支給要件児童にかかる次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が、市内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本
- (3) 第8条第2号、第3号または第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- (4) 第8条第5号または第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父または母とその他の支給要件児童の父または母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第3条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき理由がないと認めたときは、児童育成手当額改定申請却下通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知する。

(支給の停止)

第12条 市長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第14条、第15条または第16条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(手当の返還請求)

第13条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還または第17条の規定による受給資格の消滅もしくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（様式第7号）により行うものとする。

(現況の届出)

第14条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が市内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第3条第1号、第3号および第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (5) 第8条第8号または第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(受給理由消滅等の届出)

第15条 受給者は、市内に住所を有しなくなつたときその他手当の支給を受けるべき理由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給理由消滅届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき理由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第16条 受給者は、氏名を変更したときまたは受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（様式第10号）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、市内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2項に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなつた世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(受給資格消滅等の通知)

第17条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（様式第12号）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき理由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(未支払の手当の請求)

第18条 条例第9条に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第19条 市長は、この規則の規定により申請書または届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 この規則の規定により申請書または届書に添えなければならない書類について、1通または2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもつて足りるものとする。

(台帳)

第20条 市長は、児童育成手当受給者台帳（様式第14号）を備え、第9条第1項の規定により児童育

成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理および利用することによって、事務を支障なく行い得る場合は、受給者台帳の作成を省略することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、条例付則第4項の規定にもとづいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

(青梅市重度心身障害者福祉手当条例施行規則の一部改正)

- 2 青梅市重度心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和43年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（昭和44年条例第46号）」を「（昭和46年条例第42号）」に改める。

付 則（昭和49年9月30日規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の青梅市児童手当条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（昭和53年6月26日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和53年6月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。

付 則（昭和54年5月25日規則第14号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則（昭和55年6月1日規則第13号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和56年7月15日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和56年6月1日から適用する。

付 則（昭和57年10月1日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第4条、第5条、第6条および第7条第7号の規定は、昭和57年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にある改正前の青梅市児童育成手当条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（昭和58年7月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、昭和58年6月1日から適用する。

付 則（昭和59年5月31日規則第9号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

付 則（昭和60年6月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和60年6月1日から適用する。

付 則（昭和61年6月10日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和61年6月1日から適用する。

付 則（昭和62年5月30日規則第20号）

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

付 則（昭和63年7月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規

定は、昭和63年6月1日から適用する。

付 則（平成元年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年7月31日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成元年6月1日から適用する。

付 則（平成2年7月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成2年6月1日から適用する。

付 則（平成3年7月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成3年6月1日から適用する。

付 則（平成4年3月31日規則第6号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成4年6月25日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成4年6月1日から適用する。

付 則（平成5年7月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成5年6月1日から適用する。

付 則（平成6年7月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月1日から適用する。

付 則（平成6年8月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月1日から適用する。

付 則（平成7年6月10日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成7年6月1日から適用する。

付 則（平成8年6月15日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成8年6月1日から適用する。

付 則（平成9年6月20日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成9年6月1日から適用する。

付 則（平成10年5月25日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成10年7月10日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第3条第1号および第3号、第4条、第5条、第6条第1項、第7条から第9条まで、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条、第19条第2項および第20条の規定ならびに様式は、平成10年8月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の青梅市児童育成手当条例施行規則による様式については、当分の間、所用の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（平成11年3月30日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年5月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第4条および第6条の規定は、平成11年6月以後の月分の児童育成手当の支給に適用し、平成11年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の青梅市児童育成手当条例施行規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（平成12年5月15日規則第16号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（平成13年5月25日規則第24号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成14年5月31日規則第35号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

付 則（平成15年7月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年5月31日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第6条の規定は、平成18年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成18年9月25日規則第30号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月31日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年5月30日規則第23号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成24年6月1日

(2)・(3) 略

(青梅市児童育成手当条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年8月27日規則第30号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(青梅市児童育成手当条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の青梅市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

付 則 (平成25年3月29日規則第22号)

この規則中第1条から第4条まで、第6条、第8条、第9条、第11条および第12条の規定は平成25年4月1日から、第5条、第7条および第10条の規定は平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月25日規則第39号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

別表 (第2条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの (測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。)
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座つていてできない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

様式第1号

(第8条、第14条関係)

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第9条関係)

様式第4号

(第11条関係)

様式第5号

(第11条・第17条関係)

様式第6号

(第11条関係)

様式第7号

(第13条関係)

様式第8号

(第15条関係)

様式第9号

(第15条関係)

様式第10号

(第16条関係)

様式第11号

(第16条関係)

様式第12号

(第17条関係)

様式第13号

(第18条関係)

様式第14号

(第20条関係)